

様式第三(第一条関係)

、、、都(道、府、県、市、町、村)告示第 号
都(道、府、県、市、町、村)道路線変更に関する
告示

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第二項の
規定に基づき、次のように都(道、府、県、市、町、村)道
の路線を変更する。
その関係図面は、、、、において一般の縦覧に供す
る。

年 月 日

都道府県知事(市町村長)

番 号		整 理
旧 新 別		路 線 名
終 点		起 点
重 要 な 経 過 地		

註 重要な経過地の旧欄中変更部分には側線を附し、
新欄には変更した事項のみを記載すること。